

## ■ よくある質問（変更手続き関係）

Q 1. 変更届、業種・業務変更申請等はどうのような時に提出が必要ですか？

- A 1. 入札参加資格審査申請書類の登録内容に変更があった場合に提出が必要です。  
詳細は、入札等参加資格登録事項の変更手続「提出書類一覧」をご覧ください。
- また、登録業種・業務は、要件を満たせば1年度中に1回できます。  
要件・注意事項は、下記Q 3「業種・業務変更の申請手続…」を参照してください。  
業種・業務変更申請の受付は随時行っています。
- なお、公社への入札参加資格を要しなくなったときは、登録辞退届を提出してください。

Q 2. 変更届、業種・業務変更申請等の手続はどうすればいいですか？

- A 2. 下記のとおりです。
- ①入札等参加資格登録事項の変更手続「提出書類一覧」を参照し、添付書類を用意する。
  - ②変更等に該当する様式をダウンロードし、入力、プリントする。（手書きも可）
  - ③様式2、3、4、5は、必要箇所に押印する。  
様式1は、押印不要です。
  - ④届出書または申請書と添付書類の内容を確認する。  
※特に大阪府競争入札参加資格審査結果の通知書は、変更後の内容かを確認してください。
  - ⑤変更届等と添付書類を下記提出先へ郵送または持参してください。  
なお、書類の受付印が必要な場合は、返信用封筒（郵便切手貼付）と押印用書類を同封してください。

【提出先】〒541-0042

大阪市中央区今橋2-3-2 1 藤浪ビル5階  
大阪府住宅供給公社 契約グループ

Q 3. 業種・業務変更の申請手続に際して、特に注意することはありますか？

- A 3. 下記の点については特にご注意ください。
- ①大阪府に登録されている業種・業務への変更に限ります。
  - ②業種・業務変更は、1年度中に1回限りとします。
  - ③一般競争入札に参加後の業種・業務変更及び指名後の業種・業務変更は、当該年度中はできません。
- ※等級については、大阪府に登録されている等級を適用します。  
添付書類は、有効期限内のものを提出してください。

Q 4. 業種・業務変更後、入札の参加はいつからできますか？

- A 4. 業種・業務変更後の電子入札参加は、認定発効日以降の公告分からとなります。  
なお、書類審査後、審査結果の通知を申請者宛にFAX送信しますので、大切に保管してください。審査には概ね1週間程度を要しますのでご了承願います。

Q 5. 新たな経営規模等評価結果は、届け出は必要ですか？

- A 5. 届け出の必要はありません。